

○輪島市伝統的建造物群保存地区保存整備事業補助金交付規則

(平成21年1月6日規則第1号)

改正 平成30年4月1日規則第20号 令和6年6月21日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成20年輪島市条例第26号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づく補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物等 条例第5条第1項に規定する保存計画(以下「保存計画」という。)に定められた、同条第2項第2号に規定する伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件(以下「環境物件」という。)をいう。
- (2) 修理 保存計画に定められた基準に基づき行われる伝統的建造物の保存のための行為又は環境物件を復元する行為をいう。
- (3) 修景 保存計画に定められた基準に基づき行われる伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え若しくは色彩の変更のための行為又は環境物件に類する物件を周辺の歴史的風致と調和するように整備する行為をいう。

(補助金の交付対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業の種類及び経費並びに補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、別表に定める事業を行おうとする個人又は法人その他の団体とする。

(災害による被害を受けた場合の特例)

第5条 別表に定める事業のうち、伝統的建造物等及び伝統的建造物等以外の建造物等で既に事業を行ったものが、暴風、豪雨、地震その他の自然災害により被害を受けた場合においては、当該被害を受けたこれらの建造物等の修理等については、補助金の交付対象となる事業とみなしてこの規則の規定を適用する。

(準用)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(令和6年能登半島地震による災害復旧事業の特例)

2 令和6年能登半島地震による被害を受けた場合の災害復旧事業については、第5条の規定にかかわらず、次の表を適用する。ただし、建造物の新築、増築、改築及び移転又は保存計画に定める基準を満たしていない建造物の修繕については除く。

事業の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
伝統的建造物 建築物の 復旧	屋根、外壁、建具及び 構造耐力上主要な部分 の復旧の工事に要する	主屋等 90パーセント以内	1,500万円

		経費並びに応急的な復旧に要する経費	土蔵 90パーセント以内	900万円
			付属屋 90パーセント以内	600万円
伝統的建造物以外の建造物	建築物の復旧	屋根、外壁、建具及び応急的な復旧に要する経費	主屋等 80パーセント以内	600万円
			土蔵 80パーセント以内	350万円
			付属屋 80パーセント以内	200万円

附 則(平成30年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月21日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表(第3条—第5条関係)

事業の種類		補助対象経費	補助率	補助限度額
伝統的建造物等	伝統的建造物	建築物の修理	主屋等 80パーセント以内	1,000万円
			土蔵 80パーセント以内	600万円
			付属屋 80パーセント以内	400万円
			構造耐力上主要な部分の補強の工事に要する経費 90パーセント以内	500万円
	建築物の管理	保存のため必要な自動火災報知設備等、標識、説明板等の整備及び病虫害の防除等の工事に要する経費	主屋等 80パーセント以内	100万円
			土蔵 80パーセント以内	60万円
			付属屋 80パーセント以内	40万円
	工作物の修理	塀、石垣、門等の修理の工事に要する経費 80パーセント以内		300万円
	環境物件	樹木、庭園、生垣等の復旧の工事に要する経費 80パーセント以内		200万円
			50パーセント以内	35万円

伝統的建造物等以外の建造物等	建築物の修景	屋根、外壁、建具、格子等の修景の工事に要する経費	主屋等 70パーセント以内	400万円
			土蔵 70パーセント以内	250万円
			付属屋 70パーセント以内	150万円
			70パーセント以内	150万円
	環境要素	樹木、庭園、生垣等の復旧の工事に要する経費	70パーセント以内	100万円
その他	伝統的建造物等の活用	伝統的建造物等の公開に要する経費	50パーセント以内	100万円
	伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建造物に空家がある場合の活用	空家に居住するための移転費及び住宅設備の整備に要する経費	50パーセント以内	100万円
	保存団体の活動	保存を目的とする住民団体による活動、防災資機材の整備及び維持管理に要する経費	100パーセント以内	50万円

備考

- 1 工事に要する経費には、設計費、監理費等を含むものとする。
- 2 屋根、外壁、建具、格子等の修理又は修景の工事に要する経費には、構造材及び下地材に係る経費を含むものとする。
- 3 伝統的建造物等の活用事業並びに伝統的建造物及び伝統的建造物以外の建造物に空家がある場合の活用事業に係る補助金については、それらの事業を開始する年度にのみ交付するものとする。